

NPO法人 学校安全全国ネットワーク 第2回公開学習会

日時：2019年9月27日（金）

受付 18:00

開演 18:30～

参加費

会員 700円
一般 1000円

会場：早稲田大学文学学術院

36号館（エレベータ5階）582教室

（下記地図）

会員学生 200円
一般学生 500円

テーマ：親の体罰法禁元年：公開シンポジウム

「先生、どうにかできませんか？」にどう応えるか

—あらゆる暴力<体罰・虐待等>から子どもを守るために—

キタ アキヒト

コーディネーター 喜多 明人（早稲田大学）

シンポジスト

(1) 野田市の心愛ちゃんは救えなかったのか？

ササキ ヒサシ

佐々木 央さん（共同通信記者）

(2) 学校は、どう対応できるのか

タムラ ムツコ

竹村 睦子さん（ソーシャルワーカー・
スクールカウンセラー）

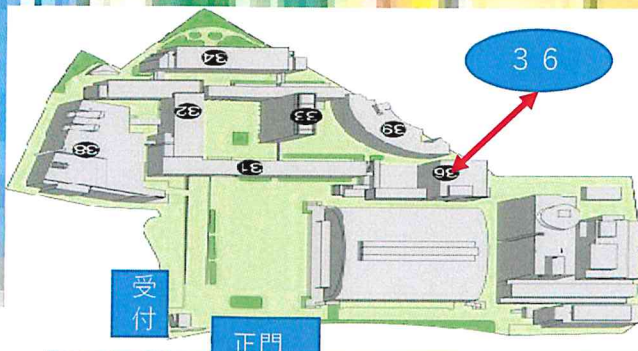
(3) 子どもが安心して相談できるには？

—東京都の権利擁護を見直す—

イチバ ヨリコ

一場 順子さん（弁護士・元東京都および世田谷
区子どもの権利擁護委員）

体罰について記者、SSW、弁護士の専門家をお三方を招いてのシンポジウムです。



- ★ 東京メトロ東西線
「早稲田駅」徒歩5分
- ★ JR山手線・西武鉄道線
高田馬場駅から
早稲田正門前行バスで「馬場下町」下車

連絡先

NPO法人

学校安全全国ネットワーク

住所 〒102-0071

東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所内

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

<http://gakouanzen-network.com>

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

■体罰禁止元年■
《公開シンポジウム》



「先生、どうにかできませんか？」にどう応えるか

—あらゆる暴力〈体罰・虐待等〉から子どもを守るために—

子どもから「先生、どうにかできませんか？」と問いかけられたら、皆さんだったらどうされますか？子どものSOSにどのように応えていくのか・・・地域として、学校として、そして児相や権利擁護の視点を重ねながら子どもの命を守るためにどのように取り組んでいけば良いのか、皆さんと考えあっていきたいと思えます。

千葉県野田市の心愛（みあ・10歳）ちゃんの訴えもむなしく、彼女が書き込んだアンケート（コピー）は虐待している父親に手渡されるなどして、今年1月に虐待死という悲惨な結末となってしまいました。昨年3月の目黒区の結愛ちゃん（5歳）の虐待死に引き続いての事件でした。この間、子どもへの虐待の児相對応件数は、13万3400件にのぼり、急増しています。

これらの子どもたちの不幸な事件に対して、再発防止の世論が後押しし、今国会で、ようやく親による体罰禁止のための児童虐待防止法（および児童福祉法）の改正が行われました。

「児童虐待の防止等に関する法律」（2019年6月26日改正公布）の第14条（親権の行使に関する配慮等）1項では、以下のように規定されています(下線部追加)。

「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」

また、昨年の結愛ちゃん事件を契機として、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が今年3月に制定されました。その条例6条では、「**保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。**」と規定されており、「子供の品位を傷つける罰」など精神的な暴力についても規制を図るものとなっています。

このように“親・親権者の体罰法禁元年”にあたり、子どもたちの安全をどのように守っていくか。子どもから助けを求められたらどうするか。私たち一人ひとりが、その向き合い方、今後の展望などについて率直に意見交換し、話し合っていきたいと思えます。

2019年7月25日

学校安全全国ネットワーク 代表 喜多 明人

